

【こんなとき民生委員児童委員へ】

在宅生活に関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用に関すること
(ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど)
- 施設利用に関すること
(デイサービス、ショートステイなど)
- 介護保険制度に関すること
- その他

家族関係のこと

- 結婚、離婚に関すること
- 親子関係に関すること
- 扶養に関すること
- 相続に関すること
- その他

暮らしのこと

- 住まいに関すること
- 近所付き合いに関すること
- 生活費に関すること(職業や年金など)
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- 生活保護に関すること
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関すること
- 公害や環境衛生に関すること
- その他

育児・教育のこと

- 育児やしつけに関すること
- いじめや不登校に気付いたとき
- 学校生活の悩みに関すること
- 非行に関すること
- 児童虐待に関すること
- その他

その他の困りごと

- 心身の疾病や障害に関する相談等



支えあう 住みよい社会 地域から

民間福祉の担い手として最も歴史のある「民生委員」制度は、幾多の変遷を経て戦前戦後の混乱期から現在に至るまで、人間愛、社会愛の灯を絶やすことなく地域の人々から、生活のことや家族のこと、さまざまな悩みごとの相談に乗ってくれる人「民生委員さん」として親しまれてきました。

家族関係のことや子育てのこと、暮らしのことなどの問題を抱えながらも、福祉の窓口へ一歩踏み出せない人もいます。そのような人の事情をよく聞き、親身になって問題解決に取り組み、プライバシーを尊重するもっとも身近で頼りになる相談相手として、地域の民生委員児童委員は活動を続けています。



民生委員制度は、平成29年に創設100周年を迎えました。



お元気ですか、
わたしたち民生委員児童委員は、
あなたの一番身近な相談員です。

※相談のプライバシーは守ります!

問合先 福祉課 Tel.28-8024

街路灯の補助制度が変更になりました

町内会等が管理している街路灯工事費の補助金が一部増額になりました。詳しい内容は、お問い合わせください。



項目	概要	現行	変更後
新設増額	新たに街路灯を設置	1灯につき 28,000円	1灯につき 32,000円
更新増額	水銀灯・ナトリウム灯をLED灯に更新		
移設増額	既存の街路灯を違う電柱に移動(LED灯のみ対象)	1灯につき 14,000円	1灯につき 16,000円
交換増額	LED灯をLED灯に交換(寿命や故障)		
撤去	自立柱の撤去(ハイウェイ灯は除く)	町内会が支払う工事費の60%を補助(上限額 60,000円)	
電気料		1月から12月分に支払った電気料の80%	

問合先 暮らし支援課 Tel.28-8012